

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004 沿革 (略) <u>令和2年2月28日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004 沿革 (略)</p>	
<p>第1章～第2章 (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p>	
<p>第3章 損失額及びてん補責任額 第6条～第8条 (略)</p>	<p>第3章 損失額及びてん補責任額 第6条～第8条 (略)</p>	
<p>(免責)</p> <p>第9条 日本貿易保険は、第20条第4項及び第39条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の<u>役員</u>、代理人若しくは使用人 (以下「被保険者等」という。) の故意又は重大な過失により生じた損失</p> <p>三～四 (略)</p> <p>五 <u>輸出契約等に関して被保険者等による不正競争防止法 (平成5年法律第47号) 又は刑法 (明治40年法律第45号) の贈賄に関する規定違反があった場合において生じた損失</u></p> <p>六 保険関係の成立から損失発生までのいずれかの時点において、輸出契約等の相手方が、次のいずれかに該当する場合における第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>七 第12条第1項各号に規定する保険責任の開始日前に発生した第4条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失</p>	<p>(免責)</p> <p>第9条 日本貿易保険は、第20条第4項及び第39条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人 (以下「被保険者等」という。) の故意又は重大な過失により生じた損失</p> <p>三～四 (略)</p> <p>五 保険関係の成立から損失発生までのいずれかの時点において、輸出契約等の相手方が、次のいずれかに該当する場合における第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>六 第12条第1項各号に規定する保険責任の開始日前に発生した第4条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失</p>	
<p>第10条 (略)</p>	<p>第10条 (略)</p>	
<p>(保険契約の解除、失効)</p>	<p>(保険契約の解除、失効)</p>	

新	旧	備考
<p>第11条 日本貿易保険は、第20条第2項及び第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>二～三 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第11条 日本貿易保険は、第20条第2項及び第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者が、輸出契約等に関して不正競争防止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>二～三 (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	
<p>第11条の2～第12条 (略)</p>	<p>第11条の2～第12条 (略)</p>	
<p>第4章 保険契約者又は被保険者の義務</p> <p>第13条～第20条 (略)</p>	<p>第4章 保険契約者又は被保険者の義務</p> <p>第13条～第20条 (略)</p>	
<p>(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等)</p> <p>第21条 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法及び刑法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。</p> <p><u>2 被保険者等が輸出契約等に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴された場合、保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険に対して速やかに報告しなければならない。</u></p>	<p>(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務)</p> <p>第21条 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。</p>	
<p>第5章 (略)</p>	<p>第5章 (略)</p>	
<p>第6章 保険金の支払</p> <p>第23条 (略)</p>	<p>第6章 保険金の支払</p> <p>第23条 (略)</p>	
<p>(保険金請求権の消滅時効)</p> <p>第24条 保険金請求権は、次の各号に定められた日から<u>3年</u>を経過した場合、時効により消滅するものとする。</p> <p>一 第3条第1号による損失にあつては限度額設定型貿易保険運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00047)に定める確定日</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険金請求権の消滅時効)</p> <p>第24条 保険金請求権は、次の各号に定められた日から<u>2年</u>を経過した場合、時効により消滅するものとする。</p> <p>一 第3条第1号による損失にあつては限度額設定型貿易保険運用規程(平成29年4月1日 17-制度-00047)に定める確定日</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	

新	旧	備考
第25条～第27条 (略)	第25条～第27条 (略)	
第7章 (略)	第7章 (略)	
<p>第8章 雑則 (保険関係の成立の制限) 第36条 日本貿易保険は、取引上の危険が大であるとき、その他貿易保険の事業の経営上必要があるときは、将来にわたって、限度額設定型貿易保険の保険契約に基づく保険関係を成立させないことができる。</p> <p><u>2 防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）に係る輸出契約等については、保険関係が成立しないものとする。</u></p>	<p>第8章 雑則 (保険関係の成立の制限) 第36条 日本貿易保険は、取引上の危険が大であるとき、その他貿易保険の事業の経営上必要があるときは、将来にわたって、限度額設定型貿易保険の保険契約に基づく保険関係を成立させないことができる。</p>	
第37条～第41条 (略)	第37条～第41条 (略)	
<p>(約款の改正) 第42条 <u>日本貿易保険は、法令の改正、社会情勢の変動、その他相当の事由がある場合に、この約款を改正することができる。</u></p>		
<p>(手続事項) 第43条 この約款に規定するもののほか、保険関係に関する手続的な事項は手続細則に定める。</p>	<p>(手続事項) 第42条 この約款に規定するもののほか、保険関係に関する手続的な事項は手続細則に定める。</p>	
<p>(準拠法令) 第44条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。</p> <p>附 則 <u>この改正は、令和2年4月1日から実施する。</u></p>	<p>(準拠法令) 第43条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。</p>	